<原子力防災会議「川内地域の緊急時対応」について>

原子力防災会議は、9月12日に、「川内地域の緊急時対応」を公表し、避難計画等について「具体的かつ合理的」となっていることを確認し了承したとしている。しかし、この計画は、具体的でも合理的でもなく、多くの問題がある。

- 1.10キロ圏外の要援護者の避難先は確保されず、避難の指示が出てから「避難先候補施設リストが入力された」コンピュータシステムで避難先を選定するとしている。
- (1) これは、内閣府「共通課題についての対応指針」(平成 25 年 10 月) の以下の記述に反するのではないか。
- 「医療機関・社会福祉施設等による避難準備重点区域(注:30km 圏)内にある、病院等の医療機関や社会福祉施設等(以下、「入所施設」という。)は、入院患者・入所者の避難に関する計画をあらかじめ作成する。この計画においては、入院患者・入所者の受入れに足る十分な避難先施設をあらかじめ決めておく…」
- (2) 鹿児島県は空きベッド検索システムを導入するとの報道があるが、システムの内容(登録されている項目、その運営方法)を明らかにされたい(資料請求)。5年に一度のアンケートに基づくデータである上、空ベッドの状況が分かっても受け入れ体制や経路は不明である。これでは、実効性のある計画とはいえないのではないか。
- 2. 在宅の要援護者のうち、避難が困難な者は、避難ではなく、原発近隣(5キロ圏内等)の場合も「放射線防護対策施設」での屋内退避等となっている。
- (1) 最短距離の旧滄浪(そうろう) 小学校は、原発から 1.6km である。ここに一時退避を行った場合、被ばく量はどの程度を想定しているのか。
- (2) 滄浪小学校や星原集会所は、津波ハザードマップ上、赤くなっており、危険地域である。 そういったことは考慮されたのか。
- (3)「放射線防護対策施設」のディーゼル発電の燃料はどこも3~4日分しかない。数日間の「籠城」の後は、自衛隊等の救助を待つという「想定」しかない。津波の影響や耐震性の基準も設定されていない。福島原発事故の教訓を踏まえれば、事故数日後、爆発の影響で原発近隣に近づけるような状況ではなかった。「屋内退避」は要援護者を「見捨てる」ものではないか。
- (4) 在宅の障がい者や高齢者(30 キロ圏内含む)にとって、屋内退避ではヘルパーの支援や薬もなくなり、身体機能を維持する運動等も全くできなくなる。障がい者支援団体は、「屋内退避は、座して死を待つようなもの」と指摘しているが、障がい者団体や病院・福祉施設責任者等の意見を聞いたのか。

- (5) 30 キロ圏内の住民は、毎時 20μ Sv 以下では屋内退避となっているが、いつまで屋内退避を続けるのか。屋内退避を解除する基準は何か。
- 3. スクリーニング・除染の場所は、「原則として避難先となる市町に一ヵ所ずつ設置する救護所等で実施」するとなっている。
- (1) スクリーニング・除染を実施する「救護所」の場所は決まっているのか。市町毎に具体的に示されたい。
- (2) 避難先市町まで行ってからスクリーニング・除染を実施すれば、避難先市町への「汚染の拡大防止」は確保されないのではないか。
- (3) 車両の除染で出た汚染水や汚染廃棄物の処理方法について、誰がどこでどのように処理するのか決まっているのか。
- (4) 他方、国のワーキングチームも了承しているという福井県の計画では、原発から約9キロの地点をスクリーニング・除染の候補地としてあげている。これでは原発から近すぎ、除染したとしても、避難先に行く途中に再度被ばく・汚染の可能性が高く、スクリーニング・除染の目的を果たすことはできないのではないか。
- (5) 原子力規制庁を含むワーキングチーム等では、鹿児島県では避難先で実施、他方福井県では原発近隣で実施となっている。両者とも、「30 キロ圏近傍で実施する」というこれまでの国の見解に反しているのではないか。
- 4.9月12日に決定した「川内地域の緊急時対応」については、風下への避難や、複合災害を想定していない等、多くの問題点がある。再稼働の前に、鹿児島県民に説明し、住民の意見を聞く説明会・公聴会を開くべきではないか。具体的な計画を示されたい。

<SPEEDI について>

5. 原子力規制委員会は 10 月 8 日に、SPEEDI を避難判断に使わない方針を決めた。事故時の放射能放出量や気象予測の不確かさを排除することは不可能だとして「SPEEDI による計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことは被ばくのリスクを高めかねないとの判断による」とまで述べている。これは、福島原発事故の教訓を踏みにじり、被ばくを避ける避難を放棄するものであり問題ではないか。自治体の意向にも反するのではないか。

<原子力防災会議事務局と原子力規制庁>

6.10月14日に内閣府に原子力防災会議事務局が発足したというが、当該事務局員のうち、経済産業省出身者は何人か。また、原子力規制庁出身は何人か。その他の事務局員はどの省庁出身か。原子力規制庁の「原子力災害対策・核物質防護課」などとの役割分担、責任分担はどうなっているのか。